新東京国際空港公団が犯し た消防法に係る違法行為に関する質問

主意

書

右 \mathcal{O} 質問、 主 意書を提出する。

昭 和四十九年四月八日

衆

議

院

議

長

前

尾

繁

三

郎

殿

提 出

原

者 木

実

新 東 京 国際空港 公 団 が 犯した消 防 法 に 係 る 違法 行為に関する 質 問 主 意 書

新 東 京国際空港公団(以下「空港公団」という。)は、 航空燃料輸送パイプライン (千葉 成田間 \mathcal{O}

許 1 わ 可 ゆる「本格」パイプライン)を設置するに当たり、 0 申 請すらせずに、 埋設工事に着手した。これは、石油パイプライン事業法 消防法による設置許可を受けず、 (以 下 事 また設 業法」 置

لح 7 、 う。) が、 施行され るは るか 以前 のことである。 消 防法第四十二条によれ ば、 か か る 違 法行 為

犯 罪) に 対 L て は、 六 月 以 下 \mathcal{O} 懲役 又 は 五. 万 円 以 下 0) 罰 金 に 処 するとされて 7 る。

新 東 京 玉 際 空 港 \mathcal{O} 設 置 ということは、 空港 公 寸 発 行 0) ンフレ ツト 新 東 京 玉 際 空港 \mathcal{O} 計 画 に

ょ れ ば 国 家 的 要請にこたえるべくなされるも ので あ ý, 空港 公団 法 第三十六条 に ょ れ ば、 空 港 公

寸 は 運 輸 大臣 . の 直 按 の監督下に · 置 か れ、 航空審 議会によ る 新 東 京 玉 際 空 港 に 関 す る 建 議 に ょ れ

ば、 1 わば国家的な大事業として行われるものであつて、その一 切の活動に当たつては、 ζ, 、
さ
さ

か ŧ 違 法 行 為 などあ つ て は な 5 な V) ŧ 0) で あ る。

空 港 公 寸 に 係 る か か る 事 態 \mathcal{O} 存 否、 違法性 の有無 及び 関 係する刑 事 責任に . つ い て、 政

府 \mathcal{O} 見解 を問 V) たい。

「本格」パイプラインの埋設 (以下「本件」という。) を消防法にてらすべく、 まず消防法につい

7 本件に 関係すると思わ れ る部 分の 解 釈を明らかにし 7 おきたい。

(1) 空港 公 寸 が 千 葉 港 ょ 成 田 空港 ^ 輸 送す る航空 燃料 (ジェ A 1及びジェット

ット

В

が

消

防

り

法 第二 条 で定 8) 5 れ た 危 険 物 に 該 当す る 0) で あ れ ば、 そ れ ぞ れ 0) 類 別 及 び 品 名 を 明 5 か に さ

れ た 7 航 空 燃 料 \mathcal{O} 質 的 な 性 格 を 消 防 法 上 \mathcal{O} 規 定とし て 明ら か に L た 1 0) で あ る。 該 当 L な

1 とす る 0) で あ れ ば そ \mathcal{O} 理 由 を 明 5 か にされ た

(2)「本格」パ イプラインは、 千 葉 港より成田空港までのいくつ かの地方自治体を経由 L て設置

されるが、 各自治体 の管轄区域内において、 消防法第十条で規定される指定数量 以上 一の危険

こと 物 が が 埋 あ 設 さ 0 れ 7 るパ は な イプラ 5 な 1 イン とす を る 通 理 過 由 L を 7 明 輸 5 送さ か にさ れ、 れ 又 た は 1 貯 か 蔵 か 輸輸 る 輸 送 送 \mathcal{O} に 停 関 止 L 時) て さ 航 れ 空 る 燃 ょ いうな 料 \mathcal{O}

量

的

な

関

係

に

0

()

て

 \mathcal{O}

4

た

だ

L

7

1

る

 \mathcal{O}

で

あ

る

う ラ に、 空港 1 0 政 公 安 府 寸 全 は、 に 対 お 策 事 1 に 7 業 関 t 法 する + が 分 施 質 認 行 問 さ 識 に され れ 対 る する答弁 てい 以 前 るところであ に 本 書 件 作 の エ 年 事 九 る。 に 月二十八 着 手した。 日付 か けで受領) か る事 実 は、 で ŧ 成 明 田 5 パ か なよ 1 プ

間 に 分 更に、 以 け 下 7 行 本 土 年三 わ 井質 れ 月 問 カン 八 カン 日 と る \mathcal{O} 1 衆 全 う。 工 議 区 院 に 予 に 答え 算 お 委 1 員 て て、 会 工 空 第 事 港 に 五. 分 公 着 科 手 寸 会 理 L 事 て に 池 1 お た旨 田 V) 迪 て、 弘 を 氏 衆 述 は ベ 議 本 て 院 件 議 1 \mathcal{O} る。 員 工 土 事 井 は た か 八 子 0 \mathcal{O} 氏 工 \mathcal{O} 区 質

(1) 酒 々 井 本 町、 格 富 パ 里 1 村 プ ラ 成 1 田 ン 市 が \mathcal{O} 経 六 由 自 L 治 体 7 設 で 置 あ さ る。 れ る これ 地 方自 らの 治 自 体 治 は 体 \mathcal{O} 千 管 葉 轄 市 区 域 兀 に 街 お 道 ** \ 町、 て、 佐 本 倉 件の 市

工 事 に 着 手 され た 日 時 年 月 日) をそれぞれ 明ら かに . さ れ た , ,

(2)政 府 は V か な る事 実又 は事 態をも つて、 パイプライ ン 0 埋 設 工 事 に 着手したとす Ś 0)

か。

(3)本格」パイプラインに関して事業法が施行された日 (昭和四十七年十二月二十五日) 現 在 で

 \mathcal{O} 掘 削、 配 管、 埋 \Diamond 戻 L 0) 建 設状 況 及び 使 用となる 用 地 0 確 保 状 況はどうか。

飛 行 場 内 を含 8) 成 田、 酒 Þ 井、 富 里、 兀 街 道 佐 倉 千 葉市 等 \mathcal{O} 資 材 道 路、 水 道 道 路、 護

岸 敷 埋 80 立 7 地 \mathcal{O} 各 工 区ごとに . 明 5 か に され た な お、 昭 和 兀 + 七 年 六 月 + 日 \mathcal{O} 参 議 院

商 工 委 員 会 に お 1 て、 参 議 院議 員 竹 田 兀 郎 氏 \mathcal{O} 質 間 。 以 下 竹 田 質 間」 という。 に答え て、 空

港 公 寸 総 裁今 井 樂 文 氏 は 場 内 並 び に 成 田 \mathcal{O} 道 路 に つ きま L て は、 すでに 管 \mathcal{O} 埋 設 を 終 わ n

ま L て、 東関 東 自 動 車 道 沿い に つい て、 部 埋設工事に入つて おりますと述べて ١ ر ることを

附記しておく。

三 土 井 質 間 に 対 L て、 空 港 公 寸 理 事 池 田 油 弘 氏 は、 本 件 に 関 Ļ 消 防 法 に ょ る 設 置 許

可

 \mathcal{O}

申

請

は な さ れ 7 1 な 1 目 \mathcal{O} 答 え を な し、 同 じ く 土 井質 問 に 対 L て、 運 輸 省 航 空 局 飛 行 場 部 新 東 京 玉 際

空港 課 長 松 木 洋 三 氏 は 空港 公 寸 法 第二十 兀 条 \mathcal{O} 定 \Diamond る業務 方 法 書 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 給 油 施 設

 \mathcal{O}

建

設

及

び

管

理

規

程

を定

め、

そ

れ

に

基

づ

V

て

パ

1

プ

ラ

1

ン

0)

建

設

を

L

てきた旨

0

答

え

を

な

消 防 法 に ょ る 設 置 許 可 を受け て 1 な 1 ことを 1 わ ば 追 認 L て 1 る。 そこで、 空 港 公 寸 法 第二十

匹 条 に 1 う 業 務 方 法 書 に 係 る 諸 規 定 に つ V 7 明 5 か に L た 1

(1)空 港 公 寸 法 第 + 兀 条 で 定 8 る 業 務 方 法 書 \mathcal{O} 認 口 \mathcal{O} 申 請 は 7 つ、 1 カン な る 形 で 運 輸 大 臣

に な さ れ た か ま た 変 更 申 請 が あ れ ば そ れ は 1 つ、 1 か な る 形 で か 0 そ \mathcal{O} す べ て を 列

挙されたい。

(2)か か る 認 可 は、 そ れ ぞ れ ١ ر つ、 7 か な る形 で 行 わ れ た か

(3)規 程 第 八号として、 昭 和 匹 + 六 年 <u>+</u> <u>-</u> 月 一 日 付 け で 空 港 公団 総 裁 今井榮文名で出され た 空

港 公 寸 業 務 方 法 書 が か か る 業 務 方 法 書 で あ る とし 7 ょ 1 カゝ

(4)か か る 業 務 方 法 書 \mathcal{O} 第 六 条 第 三 項 12 ょ れ ば 運 輸 大 臣 \mathcal{O} 承 認 を 受 け た 基 潍 に 従 0 て、 航 空

機 給 油 施 設 \mathcal{O} 建 設 及 び 管 理 を 行 う ŧ \mathcal{O} とさ れ 7 1 る。 そこ で、 か か る 基 準 空 港 公 寸 航 空 機

給 油 施 設 \mathcal{O} 建 設 及 び 管 理 規 程 \mathcal{O} 承 認 申 請 は、 ١ ر つ、 7 か なる形 で、 運 輸 大 臣 に 対 L て 行 わ

れたか。

(5)か か る 承 認 は、 **\ つ、 **,** \ か な る 形 で な さ れ た か

(6)竹 田 質 問 に 対 L て 空港 公 寸 総 裁 今 井 樂 文 氏 は 形 式 的 に は ま だご認 可 \mathcal{O} 書 類 は 1 た だ

1 7 お ŋ ま せ λ لح 述 べ て 1 る。 運 輸 省 か 5 空 港 公 寸 か か る 書 類 \mathcal{O} 物 理 的 な 輸 送 に 要 す る

時間はどれほどか。

(7)ところで、 空 港 公 寸 航空機給油 施 設 \mathcal{O} 建 設 及 及び管理 規 程 以 下 建管 規程」 という。 \mathcal{O} 第二

条 に よれば、 給 油 施 設 0 建 設 及び 管理 に つ 1 て は 航 空 法、 消 防 法、 道 路 法、 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 令

消 防 法 \mathcal{O} 適 用 に 関 L て質 問 する。

に 定 か \Diamond る ŧ か カゝ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 定 \Diamond る ところに 1 ょ る 知 لح あ る。 か 池 田 迪 弘 氏 と か か 松 木 洋 氏

لح

は

る

規

程

が

消

防

法

を

援

用

L

7

ることを

5

な

0

た

کے

7

よ

1

(8)空 港 公 寸 業 務 方 法 書 で は 航 空 機 給 油 施 設 \mathcal{O} 建 設 及 び 管 理 \mathcal{O} 基 準 に 0 7 て は 言 及 L 7 1 る

が 完 成 検 査 に 0 1 7 は 言 ŧ S れ 5 れ て 1 な 完 成 検 査 は さ き 0) 建 管 規 程 \mathcal{O} 中 で 処 置

さ れ るとし 7 ょ 7 \mathcal{O} か

で、

第

章

総

則

第

条

で

言

及

され

る

航

空

法

及

び

消

防

法

を

 \mathcal{O}

ぞ

け

ば

完

成

検

杳

に

0

1

7

 \mathcal{O}

規

定

(9)建 管 規 程 で は、 第二 章 で 建 設 に 0 , , て、 第三章で 保 安管 理 に 0 V) て \mathcal{O} 基 準 を 与 え る だ け

は な 1 0 航 空 法 12 は 飛 行 場 及 U 航 空 保 安 施 設 に 0 1 7 \mathcal{O} 完 成 検 查 \mathcal{O} 規 定 を 定 \Diamond 7 あ る が

給 油 施 設 に 0 1 7 \mathcal{O} 完 成 検 査 \mathcal{O} 規 定 は な 1 体 完 成 検 査 と 1 うことに つ ** \ て どの ように

考 え 7 11 た \mathcal{O} カン 誰 れ が ど \mathcal{O} ような 法 的 根 拠 に 基 づ 7) て 行 うの か。

- (1) れ ば 千 葉 各 港 Þ 頭 \mathcal{O} 施 許 設 可 及 申 び 請 場 及 内 75 施 許 設 可 12 \mathcal{O} 0 日 1 時 て は 年 消 月 防 日 法 لح 12 内 ょ 容 る を 設 明 置 許 5 可 か に を 受 さ け れ た た 1 \mathcal{O} カコ 受 け た
- (2)形 他 可 れ 式 が ば 空 12 及 必 港 0 要 本 び 1 公 件 内 寸 で 7 あ 容 問 \mathcal{O} は る 場 に 1 ことに 関 合、 合 9 係 1 わ 富 7 す せ を な 里 る 明 る。 村 5 地 L た 方 に か 自 \mathcal{O} に 0 治 か さ 1 体 7 れ そ に 千 た れ 対 葉 7 ぞ Ļ 県 れ 知 消 \mathcal{O} 本 事 防 自 件 法 \mathcal{O} 治 に 許 第 体 0 + 可 に 1 に 7 0 な 条 1 消 る に て問 防 ょ ほ 法 か る に 1 設 は 合 ょ 当 置 る設 わ 該 許 せ \mathcal{O} 可 置 \mathcal{O} 市 が 許 日 長 必 時 可 要 及 \mathcal{O} び 年 で 必 町 あ 月 要 る 性 長 日) とす そ \mathcal{O} لح 許 \mathcal{O}
- (3)他 1 に 成 9 0 田 11 1 市 か 7 な \mathcal{O} 酒 公 る Þ 文 形 井 書 で 町 カ に ょ 佐 そ る 倉 間 \mathcal{O} 市 内 11 合 容 兀 は 街 わ 道 何 せ 町 カ が 消 千 葉 防 庁 市 12 及 対 び 千 L 7 葉 県 な さ か れ 5 た か か 0 カン そ る れ 許 は、 可 \mathcal{O} そ 必 要 れ ぞ 性 れ そ \mathcal{O}

(4)

消

防

組

織

法

第

+

九

条

に

ょ

れ

ば

消

防

庁

は、

本

件

許

可

に

か

か

わ

る

事

態

に

直

接

責

任

. を 有

L

7

1

ないとしてよいか。

(5)消 防 庁 が 本 件 0 工 事 が 行 わ れ て *(*) るとい う事 実 を法的 に · 公式 に 知 つ た 0) は 1 0 か。 ま

た、いかなる方法によつてか。

(6)消防 庁 は、 本件 許 可 に . 関 し関係する自治体 か ら 照会の存否にか カュ わ . ら ず、 助 言、 勧

指 導 を 行 7 た か。 時 期 لح 内 容、 対 応する自 治体名とにつきそれぞれ 明らかにされ たい。

(7)竹 田 質 間 に 答えて、 空港 公 寸 総 裁 今 井榮文氏 は、 設 計 あ る V は 施 行 方 法 等 に つ きま L 7

は 運 輸 省、 建 設 省 消 防 庁 と 十 分 な お 打 5 合 わ せ を L た 上 でうん め λ と 述 ベ 7 1 る か カ

る 打 5 合 わ せ は 技 術 基 準 12 0 1 7 な さ れ た か 法 律 上 \mathcal{O} 手 続 き に 0 7 て な さ れ た \mathcal{O} か そ

 \mathcal{O} 打 5 合 わ せ \mathcal{O} 日 時 年 月 日) 及 び 内 容 を 明 5 か に さ れ た

(8)土 井 質 間 に 答え 7 消 防 庁 予 防 課 長 永 瀬 章 氏 は 消 防 庁 \mathcal{O} 見 解 とし て は、 本 件 に つ 7 て、 消

防 法 \mathcal{O} 適 用 で あると述べ て 7 る。 消 防 法 \mathcal{O} 解 釈 に 0 7 7 消 防 庁 ょ り 優 先す る 省 庁 はどこか、

明らかにされたい。

(9)本 件 に 0 1 て、 地 方 自 治 体 等 に ょ り、 道 路 法 河 Ш 法 等 \mathcal{O} 許 可 を 受 け 7 7 る が れ 5 に

カン 許 可 を 必 要 کے L た 法 的 理 由 は 何 カ は完

成

検

査

が

な

1

ک

れ

5

 \mathcal{O}

許

可

を

受

け

た

 \mathcal{O}

は

建

管

規

程

 \mathcal{O}

第

条

に

定

 \otimes

5

れ

7

1

る

か

5

な

 \mathcal{O}

0

五. 事 業 法 لح 消 防 法 \mathcal{O} 適 用 に 0 11 7 質 間 す る

(1) 事 業 法 第 兀 + 条 第 項 に ょ れ ば 消 防 法 第三 章 \mathcal{O} 規 定 は 事 業 用 施 設 に ょ る 石 油 輸 送 に 0

業 7 法 は 適 \mathcal{O} 施 用 行 し 以 な 前 1 لح に あ は 消 る 防 ک 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 対 こと 象 に カゝ な 5 る L て、 \mathcal{O} が 当 事 然 業 で 法 は が な 対 1 象 غ か 0 す に る ょ ŧ う か な か わ 施 設 5 ず、 で あ 何 0 7 ゆ えに ŧ,

対象とならないとするのか。

事

1

(2)空 港 公 寸 は 1 わ ゆ る 暫定」 パ 1 プライ ン 0 設 置 に当た り、 危 険 般 取 扱 所 とし 7 消 防 法 に

基 づ < 設 置 許 可 を 昭 和 兀 + 八 年 五. 月 + 六 日 に 成 田 市 長 長 谷 Ш 録 太 郎 氏 ょ ŋ 受 け 7 1 る カン

か る 許 可 を受 け た 時 点 に お 1 て 消 防 法 危 険 物 0 規 制 に 関 す る 政 令 及 び 同 規 則 \mathcal{O} う 5 本 件

に 関 係す る部 分につい て、 事 業法 が 施 元行され る以前で、 本件 工 事 が 着 手されたときの 0)

くらべ て 改 正 さ れ た 点 が あ れ ば 明 5 か に され た

暫

定

パ

1

プ

ラ

1

ン

0)

設

置

可

に

0

て、

消

防

庁

は

成

田

市

長

ょ

ŋ

照会を受

け

そ

れ

(3)許 ١, たか。

は 7 つ、 7 か な る 形 で なさ れ た か。 また、 これ に 対 L 7 どの ような 対 応 が、 7) V カン な

る 形 で な ż れ た か

(4)空港 公団 法 は、 **(**) か な る法 的 根 拠に ょ ŋ 消 防法 を適 用 除 外することとし た \mathcal{O} か 特 別 法

般 法 \mathcal{O} 関 係 で あ る لح 主 張 さ れ る な 5 ば、 そ \mathcal{O} 法 的 根 拠 ŧ 併 せ 7 明 5 か に さ れ た 1

(5)暫 定 パ イプラ イン は、 な ぜ 消 防 法 \mathcal{O} 許 可 を受け た \mathcal{O} カュ 空港 公 寸 法 第 + 兀 条 \mathcal{O} 業 務 方

法 書 に 基 づく 諸 規定 にだ け 従 つて 設置 L て ****\ て は **(**) け な 1 とす る 理 由 法 的 根 拠) は 何 か。

(6)空 港 公 寸 法 \mathcal{O} 規 定 کے 事 業 法 لح \mathcal{O} 規 定で は どち 5 が 優 先 ず る \mathcal{O} か そ \mathcal{O} 理 由 は 何 か

六 事 業 法 施 行 以 前 に 行 わ れ た 本 件 \mathcal{O} 工 事 が、 消 防 法 第 + 条 及 び 第 + 条 に 違 反 L な 7 とす Ś

5 ば 関 係 す る 切 \mathcal{O} 法 令 を 引 用 L て、 可 及 的 12 詳 細 に 述 ベ 5 れ た 1

七 事 業 法 施 行 以 前 に 行 わ れ た 本 件 工 事 が 消 防 法第 + 条 及 び 第 + 条 に 違 反 し *(*) た場合

7

るとし

に 1 7 質 問 す る。

(1) 空 港 公 寸 総 裁 が 違 法 行 為を 犯 したことになる 0) か。 そ 0 他 誰 れが 達法 行 為を犯 したことに

な る \mathcal{O} か 明 5 か に さ れ た

(2)カン カ る 違 法 行 為 に 対 L 7 消 防 法 第 兀 十 二 条 は 罰 則 を 用 意 L て 7 る が、 カン カン る 犯 罪 が 時 効と

な る 期 限 は 1 0 か そ れ は 1 か な る 根 拠 に ょ る カ

(3)刑 事 訴 訟 法 第二 百 三十 九 条 第 項 に ょ れ ば、 官 吏 又 は 公吏 は、 その 職務を行うことに ょ り 犯

罪 が あ る と思料 するときは 告 発 を L な け れ ば なら な 1 لح あ る。 本 件 に 関 与 す る 者 は 空 港

公 団 及び関係 する地 方自 治 体 であつて、 消 防 組 織 法 第 + 九条の 規 定 に より、 消 防庁 は 直 接 \mathcal{O}

当事 者と は な ŋ 得 な 7 0) で、 空港 公団 [を監] 督 す る 立 場 に あ る 航 空 官 僚 が 告 発 人となる べ きで

あると考えるがどうか。

(4)関 係 す Ź 航 空官 僚 ŧ 航 空 局 長、 飛行 場 部 長 及 び 新 東 京 玉 際 空港課 長とあ るが 航 空局 長

が 本 件 に か か わ る 犯 罪 \mathcal{O} 告 発 人とな ることが 最 適 と思 料 す るが どう か

(5)1 0 ま で に告発 させ る つ ŧ り か。 その 理 由 は 何 か。

八 空 港 公 寸 に、 新 東 京 玉 [際空港: を 適 法 に 設 置 す る 能 力 が あ るとするならば、 可 及 (的詳細 にその

理由を明らかにされたい。

右質問する。